

医療的ケア児の保育所等受け入れ方針

2021年3月改定

町田市は、医療的ケア児の保育を保育所等にて実施するにあたり、次のとおりの方針を定める。

1. 目的

医療的ケアが必要な子どもの家庭で保育が必要な状況にある場合に、適切な保育環境を整えて受け入れを行うことを目的としている。

2. 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受け入れ体制が整えられること。

3. 医療的ケアの内容

経管栄養、喀痰の吸引（口腔・鼻腔内吸引）及び導尿の3行為の実施を基本とする。

4. 対象年齢

3歳児クラス以上を基本とする。

5. 受け入れ時期

4月1日入所を基本とする。

6. 実施園

公立保育所を基本とする。

7. 受け入れ体制

保育中の医療的ケアは原則として看護師が行うものとする。看護師は、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、情報を共有しながら医療的ケアを実施する。

8. 医療体制

実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医等の協力により保育を実施する。また、緊急時には、町田市民病院等との連携を行う。

9. 研修等

町田市は、町田市医師会・町田市民病院と協力し、保育所等で勤務する看護師・保育士等の知識・技能の向上のための研修を実施する。